

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 大治南保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 伊藤 洋子	定員（利用人数）： 186名（164名）	
所在地： 愛知県海部郡大治町大字砂子字中割28		
TEL： 052-432-0781		
ホームページ： http://www.ooharuminami.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和52年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 大治南福祉会		
職員数	常勤職員： 18名	非常勤職員： 16名
専門職員	（園長） 1名	（保育士免許）32名 ※内28名幼稚園教諭免許有
	（事務員） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 11室	（設備等） エアコン・ 空気清浄機
		テレビ・ 防犯カメラ・ 電動式日除け

③理念・基本方針

★理念

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳をに育成保持しつつ、心身ともに健やかされるように支援することを目的として、社会福祉事業を行う。

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努める。

★基本方針

保育三原則

- ・元気でなかよくあそべる子ども
- ・自主性をもった子ども
- ・がんばりのきく明るいこころの子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

大治南保育園は、就労、出産、疾病などで児童を保育をすることができない保護者に代わって保育を実施する児童福祉施設です。お子様が豊かな人間性を育めるよう、保育士と保育園職員が一丸となって保育に努めています。

また同時に保育園では、子育てに関する相談も受付ていますので、養育に関する不安や悩み事を緩和できる環境づくりにも努めています。そのほかには新しい試みとして、音楽リズム教室、英語教室を保育のなかに取り入れて、子どもたちの様々な可能性を引き出せる取組みも始めました。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 9月15日(契約日) ~ 令和 4年 3月25日(評価確定日) 【令和 3年12月20日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆職員の資質の向上の取組み

「自己評価・自己点検票」を使用し、職員が自らの保育を振り返っている。その内容を園長が分析し、個別の面談でフィードバックしている。園長による分析結果は、書面にグラフ等で示され、職員にとって分かりやすい内容となっている。目標管理制度としての仕組みは完成していないが、この取組みによって職員個々の資質の向上を図り、園全体の質の向上に繋げようとしている。

◆勤務体制の変更

職員の戸惑いはあったが、時差出勤制の導入が効果をあげている。結果として、早帰りが可能となり時間外勤務の減少に繋がっている。有給休暇が取りやすくなり、介護休業や子育て中の職員の勤務時間配慮等、ワーク・ライフ・バランスに対応した取組みが見られる。職員の安定雇用も継続している。

◆ITC化の推進

園業務のITC化を進め、子どもの安全管理や正確性を担保するための登降園管理がシステムとして運用されている。職員の業務負担の軽減にもつながっている。今後も、順次園業務のITC化が進められることとなる。

◇改善を求められる点

◆園運営の透明性

園長自身は、将来を見据えた中・長期的なビジョンを持っているが、それを文書化したものは作成されていない。中・長期計画が示されていないことから、職員としても、園の将来像や自らの将来の姿を描くことができない状況である。園長の思い描く園の将来のあるべき姿を、中・長期計画として明文化することが望まれる。

◆園運営の透明性

ホームページが開設されて数年が経過しているが、開設以降の更新が実施されていない。ホームページには「情報公表」のページがあるが、「定款」のみの公開である。事業運営の透明性を測る意味合いにおいて、ホームページの存在がクローズアップされる時代であり、担当者を決める等、適宜の更新が可能となるような仕組みづくりを検討されたい。

◆マニュアルの整備と職員周知

円滑な園運営のために必要なマニュアルの整備が遅れている。足りないマニュアルは新規に作成し、既存のマニュアルに関しては見直しを行い、適切な改訂を実施することが望ましい。また、マニュアルに沿った研修を実施し、職員間で共有して保育実践に活用することを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

受審したことで、全職員が第三者評価の意義を少し理解できたこと、又自分たちの保育を振り替え、再確認ができたことは今後保育を行ううえで大変よかったですと思います。大変お世話になりました、ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・ ⑥ ・c
<コメント> 「保育の3原則」を軸とした園の理念を掲げ、玄関や職員室に掲示している。入園説明会や入園式で園長が説明しているが、保護者の反応は薄い。保護者アンケートにおいても、「理念の保護者周知」に肯定的な回答は50%程度に留まった。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	⑦ ・b・c
<コメント> 園長は他市での園長経験を有し、広い人脈をもっている。そこから園運営に資する情報を取得している。町内には保育園が3園あり、園長の働きかけによって3園による交流が始まっている。相互の交流・連携によって情報を共有し、園運営に反映させている。それらの情報から、園の課題の抽出に努めている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・ ⑧ ・c
<コメント> 最大の課題として「職員間の連携」を挙げており、古い体質から新しい時代への切り替えの難しさを感じている。この点に関しては、決定的な解決策を見出すに至っていない。園のクラス分けでのレイアウト変更を行い、道路を隔てた分園に乳児クラスを集めた。年齢別に適切な保育の実践が可能となり、効果的な改善となっている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・b・ ⑨
<コメント> 園長自身は、将来を見据えた中・長期的なビジョンを持っているが、それを文書化したものは作成されていない。中・長期計画が示されていないことから、職員としても、園の将来像や自らの将来の姿を描くことができない状況である。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・ ⑩ ・c
<コメント> 予算、決算書は作成されているが、年間の園運営を方向付ける事業計画は作成されていない。しいて言えば、年度初めに園長が職員に配付する「職員として」が、事業計画の形となっている。「全体的な計画」を基に、「施設整備」や「保育内容」、「行事計画」、「研修計画」、「地域交流」、「保護者対応」、「子育て支援」、「安全管理」等々の項目に分け、詳細な計画作成を期待したい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> 「職員として」は園長の所信を表明するものとして捉えられており、職員の参画によって作成されたものとは言い難い。月に2回の職員会議や行事後の反省会では、職員意見が聞き取られている。これまでは口頭で伝えられていた会議の内容が、議事録として書面で残されるように改善され、情報伝達の確実性は増している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> パンフレットや「大治南保育園しおり」等によって園の事業計画を伝えているが、保護者への浸透度は低い。「事業計画の保護者周知」の肯定回答は、保護者アンケートでは50%を切っている。園内掲示や毎月の「園だより」を使って、子どもや保護者に関心の高い行事計画は詳細に伝えられている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 「自己評価・自己点検票」を使用し、職員が自らの保育を振り返っている。その内容を園長が分析し、個別の面談でフィードバックしている。園長による分析結果は、書面にグラフ等で示され、職員にとって分かりやすい内容となっている。この取組みによって職員個々の資質の向上を図り、園全体の質の向上に繋げようとしている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> 今回、初めての第三者評価の受審であり、この結果を検討材料として改善に取り組む計画である。「自己評価・自己点検票」を使用している保育の振り返りが、職員個々の課題の抽出・改善で終わっており、集計・分析から園全体の課題を掘り起こすことを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 園長の役割と責任が「運営規程」に記されている。毎年度初めに、園長が「職員として」と題して1年間の事業方針を打ち出している。その中には「役割分担について」の文書があり、主要な職員（主任、リーダー等）の役割が記載されている。その記述から、園長不在時の有事の際には、主任が園長の職務を代行することが読み取れる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 他市での園長経験を含め、長きにわたって保育に関わり、園運営に関しての園長自身の法的な知識は十分である。しかし、職員に対してのコンプライアンス意識の醸成は、道半ばの感がある。一例として、2018年度改正の新「保育所保育指針」の改訂内容に関し、未対応の部分が残っている。「保育の全体的な計画」と変更すべき部分が、「保育課程」のまま記述されていた。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 保育の質の向上＝子どもや保護者の満足度の上昇と捉え、子どもの期待に応えるだけでなく、保護者の気持ちにも配慮して園運営にあたっている。昨年度の運動会は5歳児クラスのみの実施とし、保護者の参加もままならなかった。昨年同様のコロナ下ではあるが、今年度は3歳児、4歳児クラスも実施し、人数制限を設けて保護者の参加を可能とした。日程は遅れたが、小遠足（弁当の日）も実施した。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 時差出勤の導入等、園の制度や機構改革に対しての職員の戸惑いはあるものの、徐々に新しい方向へと進み始めている。勤務体制の見直し（時差出勤）によって、結果として職員の拘束時間は減少している。安定的な職員雇用が継続している。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 将来に向けての具体的な人員計画はなく、職員の離職等に伴う欠員補充のための採用を行っている。ハローワークや園長の人脈による採用活動が主であり、直近では他園の廃止に伴う職員の受入れもある。定着対策としては、職員にとっての働きやすい職場づくりを目指している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 総合的な人事管理の主要な要素である「キャリアパス」、「人事考課」、「目標管理」が、連動した制度として運用されていない。キャリアパスは未構築であり、人事考課制度も確立していない。「自己評価・自己点検票」による目標管理も、口頭での目標設定であり、書面に落とし込んだ運用が望まれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育に関する知識や経験の豊富さでは、園長と職員との差は歴然であるが、園長は職員意見に対して聞く耳を持っている。職員の戸惑いはあったが、時差出勤制の導入によって、結果としては早帰りが可能となり時間外勤務の減少に繋がっている。有給休暇が取りやすくなり、介護休業や子育て中の職員の勤務時間配慮等、ワーク・ライフ・バランスに対応した取組みが見られる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>「自己評価・自己点検票」を使って職員が自らの保育を振り返り、園長との面談で次年度の目標を決めて保育にあたっている。しかし、面談の内容や設定した目標が文書化されておらず、口頭でのやり取りとなっている。「自己評価・自己点検票」の仕組みを再構築し、職員育成のための目標管理制度の柱とすることを期待したい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>キャリアパスは構築されていないが、「職員として」の中で期待する職員像を明確にしている。職員に対する研修方針は、「保育の全体的な計画」の中で示している。「研修計画」があり、参加予定の職員名が記載されている。コロナ禍によって研修が中止となったりリモート研修になったりと、研修のスタイルが変化している。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>正規職員に限らず、フルタイム勤務の会計年度任用職員についても、年間2回の研修参加を基本としている。研修受講後には「研修報告書」の提出がある。しかし、研修が「研修報告書」で完結し、「所感」として記述された職員の決意（「…したい」）が実践されたか否か、追跡されていない。研修が保育の現場で活かされていることの確認・評価を、仕組みとして構築されたい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ下ではあるが、保育実習生4名の受入れを行っている。研修終了時には反省会を行い、課題があれば次の受入れに反映させる仕組みもある。しかし、慣れた職員のスキルで実習生への指導が行われており、受入れの手順を示した明確なマニュアルや、職員誰でもが同じレベルで指導するためのカリキュラムは未整備である。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページが開設されて数年が経過しているが、開設以降の更新が実施されていない。ホームページには「情報公表」のページがあるが、「定款」のみの公開である。事業運営の透明性を測る意味合いにおいて、ホームページの存在がクローズアップされる時代であり、担当者を決める等、適宜の更新が可能となるような仕組みづくりを検討されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園における現金管理は、9万円限度の小口現金制をとっている。「運営規程」や「役割分担について」により、購買に関する決裁権は園長、発注は主任、また現金の収受は事務員が行うことが明文化され、内部牽制の働く仕組みとなっている。園で現金を受け取った場合には、即日金融機関に預け入れすることをルール化している。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 「全体的な計画」の中に、地域との交流・連携の基本的な方針が記載されている。子どもが参加を楽しみにしていた小学校の運動会が中止となるなど、コロナ禍によって多くの交流機会が失われたが、コロナの感染状況を確認しながら交流の機会をうかがっている。地域に呼びかけて人形劇を見学してもらったり、子育て支援事業を進めたりしている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> ボランティアの受入れに関しても、コロナ禍によってほとんどが中断を余儀なくされている。毎年5～6名の中学生が体験学習に訪れていたが、昨年度から2年連続して中止となっている。コロナ収束後には積極的な受入れを予定しているが、まずは受け入れるためのマニュアルの整備を進められたい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 関係先のリストがあり、町や保健センター、児童相談所等の行政機関、内科医や歯科医、青い鳥医療療育支援センター等の医療機関、小学校や児童クラブ、幼保小連絡会議等の教育機関等が網羅されている。幼保小連絡会議は、町が3小学校区をまとめて開催している。それぞれと定期的な連絡を取り、関係が途切れないようにしている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 地域の福祉ニーズを把握するための活動として、園独自で行っているものは少ない。未就園児親子を対象とした年間4回の子育て支援事業も、ほとんどが中止となっている。開催時には、参加した未就園児の保護者から相談を受けるなど、ニーズを把握する機会となっている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 開催の中止が続いていた子育て支援事業であるが、新型コロナの感染状況が落ち着いた12月に久しぶりに実施された。地域の未就園児親子が、園で企画した集団遊びに参加した。随時受け付けている「保育園見学」は、コロナ禍の影響からか、例年に比較して出足が鈍い。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>4月に「職務基準」が職員に配付され、職員としての倫理規程・服務規程等が示されている。子どもの人権についての具体的な項目は記載されてない。今後は子どもの人権について、文書化や職員周知を期待する。日常保育では、性差のない保育が行えるように自ら色を選んだり、職員の先入観で対応しないようにしている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>「職務基準」が職員に配付されているが、確認や見直し等を含めた話し合いがなされていない。園外で受けた「人権研修」等も参考に、職員間での共通理解を期待したい。現在、プライバシー保護についてのマニュアルを検討・作成中である。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページやパンフレットにより園の情報を提供しているが、ホームページ、パンフレットともに情報量が少ない。ホームページの「情報公表」のページには、「定款」のみの掲載である。ホームページの「こどもの一日」やパンフレットに写真等を取り入れ、保育内容を分かりやすく伝えることが望ましい。また、見学者の人数等を把握するため、記録を残されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園前に全体での入園説明会や保護者との個人面談を行い、保育内容の説明を行っている。メディアに対する同意書は保護者から得ている。しかし、保育内容についての同意書は確認できなかった。今後は、説明会で保育内容について説明した後、同意書を得ることを検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ b ・ ㉒
<p><コメント></p> <p>保育園の転園・退園についてのルール化はされていない。現在、手順などのマニュアルの作成を検討しており、早期に整備されることを期待したい。卒園児についても、卒園後も保育園は相談窓口であることを伝える工夫を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>園でのルールを変更する場合に、改定に賛成か現状のままが良いかというアンケートは行っているが、行事後の意見や要望についてのアンケートは行っていない。今後は、保護者ニーズや満足度を把握するためのアンケートを工夫されたい。アンケート結果を集計・分析し、保育内容に反映させることを期待したい。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「苦情対応マニュアル」が整備され、苦情についても定められた用紙に記載されている。玄関には、苦情解決についての掲示があり、保護者に分かりやすく案内している。ただ、「入園のしおり」には苦情等の受付窓口が記載されていない。保護者が申し出る先を選択できるように、複数の窓口を記載することが望ましい。苦情があった場合には、職員間で原因分析や改善の話合いを行うことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談受けについては、「入園のしおり」に記載されている。場所や窓口等も、具体的に記載するよう検討されたい。実際の相談場所は事務室であるが、事務室はITC化等により保護者の往来がある。プライバシー保護の観点からも、他者の視線を遮断できる相談場所の検討が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>園のホームページに、意見や相談を記載できるコーナーを設けることを検討している。子育て相談等に関するマニュアルの作成も検討中である。現在は、日常の送迎時に保護者からの相談を受け、相談内容を担任が判断して園長に報告している。今後は、マニュアルに沿って相談が行われ、記録に残すことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員が「ヒヤリハット報告書」を園長に提出し、終礼にて職員間で共有している。内容を「終礼ノート」に記載し、終礼に参加できなかった職員への周知を図っている。ヒヤリハットから、分析・改善へと繋がるPDCAサイクルが機能することを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>感染症予防のため、手洗いやうがい、換気、消毒等を行っている。コロナ禍により、フェイスボードを使用して食事をしている。各クラスに感染症に関しての一覧表があり、職員への周知を図っている。保護者へは、「入園のしおり」にて感染症や新型コロナウイルスについての対応を知らせている。「感染症対応マニュアル」の内容を見直し、職員の共通理解や知識を高める機会を持つことを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>立地的に洪水被害が予想されるが、園外に避難するより園舎2階が安全としている。引き渡し訓練が行われ、記録をして確実に保護者へ引き渡すようにしている。備蓄は、消費期限等を定期的に確認し、保育の中で活用する工夫が望まれる。今後は、BCP（事業継続計画）の策定や、それに沿った訓練、地域との連携なども検討されたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>デイリープログラムによって、保育の標準的な実施方法が定着している。具体的な保育の実施方法について、職員間で話合い、必要な部分を文書化することが求められる。また、職員に周知する方法も工夫し、マニュアル等を活用した園内研修や勉強会なども検討されたい。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 保育計画の反省を学年ごとに行い、見直しを行っている。しかし、園全体での話し合いが不足している。標準的な実施方法の検証や見直しを定期的に行うことが求められる。また、保護者のニーズを把握し、意見や要望を標準的な実施方法の見直しに反映させることを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 2歳児までの個別指導計画には、「保護者の願い」という欄がある。「保護者の願い」が、具体的に個別指導計画に盛り込まれているか検証されたい。また、3歳以上児に関しても、クラスの指導計画に保護者からの要望を盛り込むことを工夫されたい。児童発達支援センターに通所する子どもに関しては、センターでの個別指導計画との連動を図っている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 定期的に指導計画の評価・反省は行われている。しかし、学年ごとの話し合いに留まり、園全体の話し合いには至っていない。今後は、園全体での話し合いの機会をもつ工夫と、評価・反省の中から課題を明確にして取り組むことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 保育の記録は定められた用紙に記載されている。子どもの情報は共有しているが、クラス単位の域を越えず、全体での話し合いが持たれないことから、園全体の保育実践には活かされていない。情報共有を深め、今後の保育に役立てることを期待したい。また、記録作成に関しての具体的な記載方法を明確にし、職員間の差異が生じないように工夫も検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 子どもの記録は、各保育室で管理されている。個人情報の取り扱いを職員間で話し合い、記録等の管理体制の強化を検討されたい。「職務基準」に、「個人情報保護規程」が記載されている。この内容の職員周知を図ることや、保護者へ個人情報の取扱いについて知らせることが今後の課題である。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>年1回、「保育の全体的な計画」について話し合いを行っている。職員個々が気になったことを出し合い、検討した上で変更している。計画の評価・反省から課題を明確にし、改善したことを記録に残すことが望ましい。計画から改善に至るまでのPDCAサイクルが機能することを期待したい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども達が快適に過ごせるように、空気清浄機の設置や換気を行い、次亜塩素消毒で感染症の予防に努めている。床はソフトクッションや畳でゆったり過ごせるように工夫している。また、子どもの遊びの状態に応じて、必要なスペースを確保するよう配慮している。また、危険な場所にはロックバーを設置し、事故防止に努めている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>複数担任のクラスは、職員同士が話し合いをして同じ対応をするようにしている。気になる子どもについては、月1回話し合いを行っている。今後、職員間での情報交換を、クラスや学年に留めずに、園全体で共有する仕組みづくりに期待したい。子どもへの言葉かけについても、具体的な場面を想定して、適切な言葉の使用を検討されたい。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて、「自分で出来た」と思えるような言葉掛けをし、出来た時に誉めて、子どもの意欲に繋げている。子ども一人ひとりのペースに合わせられない時もあることから、成功事例を共有する等、職員間の連携や工夫を期待したい。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>地域の自然にふれることが出来るように、公園や畑に出掛けている。公共の場所に出掛け、交通ルールや社会的ルールを学ぶ体験をしている。生活発表会や卒園制作を通し、協同的な活動を行っている。さらに子どもが自発性を発揮できるよう、職員間の話し合いを進めている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>道路を挟んで、分園としての乳児棟(0・1・2歳)がある。今年度から、分園に乳児が移行した。室内にはベビーベッドがあり、月齢や発達に応じて生活リズムが整うような環境作りをしている。床暖房があり、過ごしやすい環境となっている。幼児(3歳以上児)と生活の場を分けたことで、テラスや外での遊びも乳児の生活に合わせてゆったりと静かに過ごせる空間となっている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>1歳児は乳母車や手つなぎロープ等を使って散歩に出掛け、現地で探索活動を楽しんでいる。2歳児は子ども同士手を繋ぎ、散歩に出掛けている。道路を隔てた本園との交流もあり、早延長保育や土曜日は異年齢で過ごす機会としている。コロナ禍によって地域との交流は難しくなっているが、現状で出来ることを工夫して行っている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもたちが、自ら玩具を選んで遊べるような環境を整えている。また、子どもたちが自主的に遊びたい集団遊びを話合っている。子ども同士でルールの確認などを行い、戸外で集団遊びを楽しんでいる。コロナ下ではあるが、子どもたちの協同的な活動を、地域や小学校に伝える工夫を検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 年1回巡回指導があり、園の障害児担当の職員が話し合いに参加し、その内容を職員会議で報告している。保護者には、必要に応じて園での様子を話し、連携をとっている。月1回、児童発達支援センターから園で出来る援助についての助言がある。障害児担当の職員は専門知識や技術を有しているが、担当職員に留まらず、園全体で障害児への理解や対応力を高める機会（研修等）を設けられたい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 職員の勤務体制がシフト制となっており、早朝・延長時間はパート職員とともに保育している。昼間にいる職員が子どもの状態を把握しているが、不足部分は口頭やメモによって連絡をしている。延長保育の記録は「延長日誌」に記載されている。早・延長保育のデイリープログラムは立案されていない。今後は、デイリープログラムや指導計画の立案が期待される。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 小学校との連携は、子どもの様子の申し送りや就学時健診のみとなっている。コロナ禍のために、小学校の運動会への参加もなくなっている。今後は、子どもが就学への期待や憧れを持ち、保護者が子どもの就学以降の生活に見通しがもてる機会を検討されたい。また、小学校との連携を図るためにも、小学校教諭と園の職員との合同研修や意見交換会等の交流の機会を工夫されたい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもの健康状態については、担任職員が把握している。職員全員が周知出来るように、機会を設けることを期待したい。乳児の呼吸確認は、パソコンにデータを入力している。SIDS（乳幼児突然死症候群）について、職員研修はされているが、保護者への啓蒙（情報の提供）は行われていない。また、「保健計画」や「保健だより」の作成や配付についても検討を要す。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 健康診断・歯科健診の結果は、定められた用紙に記載し、保護者に連絡している。今後は、「保健計画」を作成し、健診等の結果を園での保健活動や保護者への啓蒙に活用することが望ましい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー疾患を持つ子どもは、毎月の献立表から除去する食品・食材を保護者から提出してもらって対応している。食事を提供する際は、食器で色別して名札を付けている。今年度から、給食は委託業者による調理となっており、食事を提供する際は記録に残している。外部でのアレルギー研修に積極的に参加し、研修に参加した職員が園内で報告をしている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 園内でプランター栽培を行い、夏野菜を育てている。また、近くの畑での芋掘り体験もあり、食材に触れる機会をつくっている。月に1度給食会議を行い、子どもの様子を話し合ったり要望等を情報共有したりしている。保護者への周知のため、玄関に食事のサンプルを置きいている。今後は、「食育計画」や「食育だより」等を作成する際に、園全体の話合いを持つことが望ましい。			
	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 地域は紫蘇の特産地であるため、「ゆかり」（紫蘇の乾燥粉末）を使った給食を提供している。また、季節を感じる事が出来るように、行事毎におやつを工夫している。給食の検食簿に残食を記載したり、検食の際の味付けについても記載している。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「クラスだより」を年2回発行している。2歳児クラスまでは「連絡ノート」があり、日々の様子を伝えている。3歳児以上は、口頭やメモで一日の様子を伝えている。新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、保護者が保育室に入室できない状況であり、日々の園での子どもの様子を伝えることや保護者が安心できる伝え方を工夫されたい。			
A-2- (2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者対応がゆっくりできなかったことから、3歳児以上のクラスは個人懇談会を行い、保護者に園での様子を伝えるようにしている。また、懇談会では保護者から要望や悩みも聞くようにしている。相談についての報告や記録方法について、園の統一したルールを作り、職員ごとの差異が生じない工夫が望まれる。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 子どもの身体のけが等だけでなく、子どもや保護者の様子や言動にも注意し、家庭での虐待やネグレクトの早期発見に努めている。虐待に対応するためのマニュアルが、各クラスに1冊ずつ設置されている。定期的にマニュアルの見直しを図るとともに、マニュアルを使った職員研修の実施が期待される。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 職員による自己評価の実施後に、園長との個別面談を行っている。個別面談では、園長から書面(グラフやコメント)を用いた説明があり、双方で保育への取組みの方向性を確認している。しかし、職員個々の保育の改善に留まっており、自己評価の集計・分析から園全体の課題の抽出には至っていない。			